

東北文化学園大学判決に対するコメント

平成21年4月13日 仙台市民オンブズマン

1 完全勝訴

原告の主張を全面的に認めた完全勝訴判決である。

2 監査人の責任

大学法人の設置認可にあたっての監査人の重い責任を正面からとらえた正当な判断である。判決は、①直接金融機関に対し残高確認依頼をしなかった点、②スクールバス2台について自動車登録の確認を怠った点を認め、監査人の責任を認めた。事実認定も常識的かつ説得的な判断であり、高く評価できる。

3 仙台市のとるべき態度

本件で仙台市が被った損害はほとんど回復されていないのであるから、仙台市は控訴せずに、速やかに補助参加人らに請求すべきである。

以上